長崎県国際理解教育研究会会則

第１章　名　称

第　１条　この会は「長崎県国際理解教育研究会」と称する。

第２章　目　的

第　２条　この会は，国際理解教育の充実・発展に寄与すること，ならびに海外子女教育及び帰国子女教育・外国人子女教育の普及と振興を目的とする。

第３章　事　業

第　３条　この会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

１　国際理解教育に関する研究とその普及・啓発の推進。

２　海外子女教育，帰国子女教育ならびに外国人子女教育に関する研究推進。

３　在外教育施設に派遣あるいは派遣希望される教員への助言と支援。

４　会員教師相互の親睦と交流。

５　全海研本部，関係諸機関，研究団体との連携強化。

第４章　事　務　局

第　４条　この会の事務局を事務局長の所属する学校に置く。

第５章　会　員

第　５条　この会の会員は，長崎県内に勤務または在住する在外教育施設派遣教員で，この会の趣旨に賛同するものとする。

の２　派遣教員以外でも，この会の趣旨に賛同するものは，会員となることができる。

第　６条　この会の会員は，会費を納めるものとする。

第６章　役　員

第　７条　この会は次の役員をおく。

１　会長　１名

２　副会長　若干名（長崎・県北・県央・島原支部単位を原則とする。）

３　事務局

４　研究部（情報部担当者を含む）　若干名

５　編集部　若干名

６　会計部　若干名

７　理事　若干名（長崎・県北・県央・島原支部単位に支部長をおく。）

８　監査　１名

第　８条　役員は，総会によって選ばれる。

第　９条　役員の任務は次の通りとする。
１　会長は，この会を代表し，会務を総括し，総会及び役員会を召集する。
２　副会長は，会長を補佐し，会長事故ある時は代行する。
３　事務局は，この会に関する事務を総括する。
４　研究部は，この会の研究推進及びホームページの作成・更新に関する事務を担当する。
５　編集部は，この会の会報発行に関する事務を担当する。
６　会計部は，この会の会計事務を担当する。
７　理事は，この会の支部会運営を担当する。
８　監査は，この会の会計を監査する。
第１０条　役員の任期は，１年とする。ただし再任を妨げない。
第１１条　補欠により選出された役員の任期は，前任者の残存期間とする。

第７章　顧　問

第１２条　この会には，顧問をおくことができる。

第８章　会　議

第１３条　この会の会議は次の通りとする。
１　総会
２　長崎県国際理解教育研究大会
３　国際理解教育セミナー
４　役員会
第１４条　総会は原則として年１回夏期休業中に開催し，この会の最高決議機関とする。
ただし，緊急の場合は役員会をもって総会にかえることができる。
第１５条　国際理解教育セミナーは，原則として年１回（毎年２月第４土曜日）開催し，派遣希望者への説明，派遣教員の帰国報告ならびに本研究会の研究成果の発表の場とする。
の２　長崎県国際理解教育研究大会は，原則として年１回（毎年７月第４金曜日）総会と併せて開催し，派遣教員の帰国報告ならびに本研究会の研究成果の発表の場とする。
第１６条　役員会は会長，副会長，事務局，研究部，編集部，会計部，理事，監査，顧問によって構成され，必要に応じて会長が召集する。役員会では，この会の重要事項を審議する。

第９章　会　計

第１７条　この会の経費は，会員の会費その他をもってあてる。
第１８条　会費は，年会費３，０００円とする。
第１９条　会計年度は，毎年４月１日に始まり，翌年３月３１日に終わる。

付　則

１　この会則は，平成１７年６月１８日より実施する。
２　この会則は，平成２０年８月２日より実施する。
３　この会則は，平成２８年７月２２日より実施する。